

# 総務 産業建設

## 技術参与の設置による 行政事業の効果を注視!

⑥2 松前町特別職の職員で

非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

ので、条例の根拠は地方自治法によるものである。

例

技術参与を設置したことにより、今後、土木上級職の採用はしな

**要旨**  
非常勤の特別職として新たに技術参与を設置したこと、及び放課後児童支援員の報酬月額を増額するため、所要の改正を行うものである。

**答** 土木職、一般職も含め、その時の状況に応じ採用を検討している。技術参与の雇用は3月までの任用であるが、事業の進捗状況から次年度以降も必要であればお願いする。

**問** 10月1日から技術参与を選任しているが、いつ頃決めたのか参与設置規則や要領などはあるのか。

**答** 国家資格は持っていないが、豊富な経験と都市計画に関係する知識・能力を有している。

**意見** 今後、若手土木職員の育成が大事だと思う。報酬を払う以上は、しっかりと成果目標を定め、目標管理シート等により、成果を求められるような管理を検討してほしい。

**答** 停滞している都市計画事業等を進め、速やかな進捗を図るため急ぎよ依頼したものである。任命は、地方公務員法第3条に基づき町長が任命したも

(田中議員)

**問** 資格の有無は。

(金澤議員)

**答** 国家資格は持っていないが、豊富な経験と都市計画に関係する知識・能力を有している。

**問** ①報酬金額の根拠は。②条例の1日34200円以内の範囲があるが、その他の項目としなかった理由は何か。

(田中議員)

**答** ①今までの経験と町職員の育成と知識・助言をもらうため、総務課に配置している行政支援員に準じ、技術参与という項目で明確にした。

**答** ②その他の項目の34200円以内での支払い、急ぎよ委員会等に参加する場合などに委員になっていただく場合に適用するものであり、継続的に必要となれば項目を追加

**意見** 今回は緊急性があったのかもしれないが、早めに議会に対して報告をお願いしたい。

**修正案**  
支援員が資格職であることを考慮して、現在の報酬月額を松前町の臨時保育士賃金の時給1107円と同額に改正を行うと、116200円となる。

報酬(月額)

87400円

←

116200円

(全員一致で可決)

放課後児童支援員報酬の改定について

★放課後児童支援員は資格職(教員免許、保育士、社会福祉士などの資格が必要)であり、平成32年度からは小学生の受け入れ対象学年が、小学3年生から6年生へと拡大され、勤務状況も大きく変化する。これらことから、同じく資格を持つ保育士との均衡を図る点からも月額報酬を増額する。

◎請願者

2018年原水爆禁止国民平和大行進四国コース愛媛県実行委員会  
実行委員長 今井正夫  
◎紹介議員 金澤 浩

請願第1号 **継続審査**

日本政府が「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について

**要旨**

広島・長崎の原爆被災から73年目になる。この地球上から核兵器をなくすことは、原爆被害者の悲願であり、「非核三原則」を国是とする核兵器反対のわが国の政策とも一致するものである。

昨年7月、国連で122カ国の賛成を得て「核兵器禁止条約」が採択された。

日本政府は「目標は同じでも手段が違う」として、この条約に反対を表明しているが、今こそ日本は、唯一の戦争被爆国として地球上の核兵器廃絶に向け、国



(全員一致で可決)

(村井議員)